

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年2月3日(2005.2.3)

【公表番号】特表2004-502273(P2004-502273A)

【公表日】平成16年1月22日(2004.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-003

【出願番号】特願2002-505638(P2002-505638)

【国際特許分類第7版】

H 01 H 13/52

H 01 H 35/00

【F I】

H 01 H 13/52 E

H 01 H 35/00 Q

【手続補正書】

【提出日】平成15年1月15日(2003.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実質的に閉ざされた輪郭で伸びているエッジ構造、

縁においてエッジ構造に連結され、エッジ構造に連結されたその側部において導電性である第1のキャリヤー、縁においてエッジ構造に連結され、第1のキャリヤーと実質的に平行に伸び、構造に連結されたその側部において導電性である第2のキャリヤー、エッジ構造の内側でキャリヤー間に置かれたスペーサー、及び外部接続を第1及び第2のキャリヤーに接続するための接続用手段であって、中立位置におけるキャリヤー間の距離が全面にわたって実質的に等しい接続用手段を具備する感圧スイッチにおいて、

エッジ構造が、両面粘着テープによって形成されており、その粘着テープ(3)が、第1及び第2のキャリヤーの間の変位を可能にすることを特徴とする感圧スイッチ。

【請求項2】

キャリヤーが金属箔により形成され、スペーサーが箔の一方の面のみに固定されている請求項1のスイッチ。

【請求項3】

キャリヤーが金属箔により形成され、その一方の面にプラスチック層が適用されている請求項1のスイッチ。

【請求項4】

スペーサーが、構造の内側の表面にわたって一様に分布されている先行請求項のいずれかのスイッチ。

【請求項5】

スペーサーが、連結された構造を形成するように一緒に結合されている請求項4のスイッチ。

【請求項6】

スペーサーが、構造の内側の表面にわたって密度が変化するパターンで分布されている先行請求項のいずれかのスイッチ。

【請求項7】

スペーサーが、スクリーン印刷により配置されている請求項4-6のいずれかによるスイ

ツチ。

【請求項 8】

接続手段が、エッジ構造の外側にキャリヤーの延長部を備えている先行請求項のいずれかのスイッチ。

【請求項 9】

キャリヤーの延長部が、エッジ構造の延長部により分離されている請求項 8 のスイッチ。

【請求項 10】

エッジ構造の延長部が不等の長さのものである請求項 8 又は 9 のスイッチ。

【請求項 11】

その厚さが、1mmより小さい先行請求項のいずれかのスイッチ。